

2019年（平成31年）2月14日

逗子市議会議員 各位

逗子市長 桐ヶ谷 寛
（ 公 印 省 略 ）

逗子都市計画決定・変更に係る法定協議申請手続きの再開について（通知）

総合的病院誘致活動に伴う、逗子都市計画決定・変更に関しましては、スケジュールに基づき、平成30年11月16日に法定手続として神奈川県横須賀土木事務所に都市計画案を持参し、経由事務を行ったうえで、県との協議の準備を進めておりました。

当時の市長の判断として、地区計画の病院関連施設に建築用途を制限するとの内容について、指摘をいただいていることから、慎重に判断する必要があるとして、都市計画案を取り下げることとしたものと聞き及んでおります。

本件都市計画決定・変更につきましては、平成31年第1回市議会臨時会においてお答えいたしましたとおり、総合的病院の誘致を市の重要課題として取り組んでいる以上、建設用地をあらかじめ用意しておくことは、当然必要であり、速やかに都市計画手続きを再開したいと考えております。

また、当該土地の地区計画は基本的に当該土地所有者の合意で変更可能であることから、仮に病院誘致活動の方針を変更した際には、改めて当該地の地区計画の変更が可能なものと考えております。

以上の状況を考慮し、本職といたしましては、計画の内容の修正は行わず、現案のとおり平成31年3月を目途に法定協議申請手続きを再開することといたしますので、ご理解の程お願いいたします。

なお、都市計画決定・変更に関する手続きに関しまして、ご不明な点がございましたら、事務担当課である環境都市課へ2月27日（水）までにお問い合わせください。

事務担当 環境都市課 青柳 内線 451
大澤 内線 456